

警察法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削る。（第八条第三項

関係）

二 この政令は、令和七年四月一日から施行する。（附則関係）